

# 友愛訪問事業概要（秋葉区）

## 【目的】

見守りの必要な世帯に訪問員が定期的に訪問し、声かけをすることで安否確認を行うことを目的とする。

## 【実施主体】

秋葉区社会福祉協議会

## 【訪問員】

民生委員をはじめとする地域のボランティア

※民生委員以外の地域のボランティアに訪問員を依頼することができます。

ご依頼される場合は、お申し出ください。

秋葉区社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入いたします。

## 【対象となる方】

秋葉区に居住する見守りが必要な下記の世帯

①満75歳以上のひとり暮らし世帯

②満75歳以上ののみの世帯

③障がい者のみの世帯

④障がい者と満75歳以上ののみの世帯

⑤上記以外で、定期的に見守りを必要とする世帯（区社協へご相談ください）

### ※判断基準

#### ○見守りの必要度が高い例

- ・一人暮らしで、ほとんど外出することがなく、近所の方とも疎遠である。
- ・高齢者夫婦世帯で老々介護をしているが、最近介護者に認知症の兆候が見られる。
- ・75歳未満ではあるが、病気を患っており、近くに頼れる親族がおらず心配である。

#### ○見守りの必要度が低い例

- ・一人暮らしではあるが、すぐ近くに家族が住んでおり、頻繁に顔を出している。

## 【問合せ】

秋葉区社会福祉協議会

TEL24-8376 FAX 23-3322

## 【友愛訪問の流れ】

### ①対象者変更連絡 《民生委員児童委員》

新規利用の場合 → 申込書を提出

中止・一時停止・再開の場合 → 連絡表を提出

※毎月 5 日までにご連絡をいただいた分が当月に反映されます。

5 日以降にご連絡をいただいた分につきましては、翌月からの反映となります。



### ②取りまとめ 《秋葉区社会福祉協議会》

- 毎月 5 日までに連絡のあった利用者数を業者に連絡。
- 上記利用者数一覧を区民協会長会で配布。



### ③利用者宅に訪問 《民生委員児童委員・訪問員》

- 利用者宅に訪問し本人に声かけをする。

※訪問した際に心配なことなど気づきがありましたら、地域包括支援センターや秋葉区社会福祉協議会等、関係機関へご相談ください。

#### ☆訪問時の持参品について

- 各地区の民協定例会で乳性飲料をお渡しますので、民生委員児童委員は必要数をお持ち帰りください。  
(7・8月は物品（石けん）をお渡します)

※12月の友愛訪問は、「歳末見守り事業」として実施します。

持参品は乳性飲料ではなく、秋葉区社協または各コミュニティ協議会で用意したものになります。